

3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化について

本市において、令和4年10月1日から、3歳未満の全ての子どもの発達支援に係る費用について無償化することとします。

本市の支給決定事務において、制度変更に伴い必要な事務処理について、以下のとおりお示ししますのでよろしくお願いたします。

1 無償化の対象となるサービス

3歳児から5歳児にかかる無償化の対象サービスと同様

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

- ※障害児入所支援を行う指定医療機関についても無償化の対象になります。
- ※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象になります。
- ※措置による場合も無償化の対象になります。

2 無償化の対象となる児童

満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

※令和3年4月1日時点で187名（各区・支所において3～11名）

3 財政措置

一般財源により対応することとなります。

4 具体的な事務の流れ

①本市の事務

- ・子ども福祉課より指定事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・区役所福祉課・支所区民福祉課より無償化対象サービスを利用している3歳未満児の保護者へリーフレットの配布を行う。
- ・受給者証については更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

※ 令和4年10月1日より前に発行された受給者証を所持している無償化対象児童については、受給者証に利用料無償化の記載がなくても無償化の対象となることを区役所福祉課・支所区民福祉課より保護者へ、子ども福祉課より事業者等へ周知します。

②事業者等の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・受給者証に記載されている生年月日を確認する等により無償化の対象となる児童を把握する。

子ども発達支援係（電話972-2520）